

(問)生活保護法第二七条に基づく指導指示に被保護者が従わないことを理由に保護を変更、停止若しくは廃止するに際して留意すべき点は何か。

(答)生活保護法(以下「法」という)第二七条第一項は、保護の実施機関(以下「実施機関」という)の被保護者に対する指導指示の権能について規定している。

なかでも、文書による指導指示は、これに従わない場合には法第六二条第三項の規定により、保護の変更、停止若しくは廃止(以下「不利益処分」という)を結果するという意味で強制力をもつものであり、その取り扱いについて十分な注意が必要であることから、以下これに限定して留意すべき事項を挙げることにする。なお、法の目的を実現するためには、何よりもまず相互の信頼関係に基づき、被保護者の積極的協力を得ることが重要であり、強制的な権限を発動する前に話し合いによる自発的協力を促すべきことにも、十分な留意が必要である。

一 対象者 法に明らかな如く、法第二七条に基づく指導指示の対象は被保護者のみであり、保護の開始申請者は対象とならない。保護開始申請者については、指導指示違反を理由として保護開始申請を却下することはできないが、調査に必要な指導に応じない場合には、保護

の決定が不能となり、その結果、事実上の却下となることもありうるわけである。

保護を停止中の者は、被保護者であるから対象となり、指導指示違反を理由に、停止処分を廃止処分に変更することもある。

二 指導指示事項等 法は「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導指示をなす」と規定している。これは、法上被保護者の義務とされ

れに従わないことによって保護の目的の達成、保護の適正な実施が維持できなくなるという事情が認められなければならないことである。指導指示違反による不利益処分は、保護の適正実施のための最後の手段であるが、必要な場合にはその発動を怠ってはならないことと同時に一方で濫用にわたり不当に被保護者の権利を損うことのないよう細心の注意が必要である。

なお、付言すれば、被保護者の資産及

相談室

ている事項(法第四条第一項、第六〇条第六十一条等)についてその義務を果たさない場合及び実施機関が保護の目的達成のために必要と認めた事項について指導指示しうるものと解され、具体的に

は局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」第9の2の(1)に示されているところである。

ここで留意すべきは、指導指示違反による不利益処分が有効に成立するために、指導指示の内容が合理的であり、こ

とえなければならぬ。(法第六二条第四項参照)弁明の機会の供与がない不利益処分は、手続的な要件を欠くものとして取り消しを免れないので十分留意する必要がある。

弁明の機会の供与については、不利益処分をしようとしている理由、弁明をすべき日時、場合等について文書によりあらかじめ通知しておくことが望ましい。また、弁明においては、被保護者に十分な弁明をなさしめ、その内容を書面に記録しておくことが望ましく、さらに弁明の聴取は、地区担当員単独ではなく、査察指導員等を含めた複数で行うようにすべきであろう。

四 不利益処分の時期 弁明日以降であれば、不利益処分を決定することが可能である。不利益処分の適用は、当該処分を行うことを実際に決定した日からとするのが原則であるが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡って適用することも可能である。

(保護課)

び収入についての関係先調査にあたり同意書が必要なためこれの提出を指示したがこれに従わないため調査が不能となつたような場合には、結果として保護の適正な決定実施が不可能となることから不利益処分を課すこともやむを得ないものである。

三 弁明の機会の供与 不利益処分を課すためには、必ず文書により指導指示することが要件である(法施行規則第十八条参照)とともに、必ず弁明の機会を